定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年二月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年二月三日

京都市右京区西院西貝川町九三番地

大原種苗株式会社

代表取締役　大原　幹夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年二月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年二月三日

京都府宇治市伊勢田町西遊田九〇番地の一

株式会社大原総合花き市場

代表取締役　大原　幹夫

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である日置健二が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十六年二月三日

東京都世田谷区成城五丁目二五番一九―一〇六号　Devonshire Investors Asia Ltd.

日本における代表者　日置　健二

限定承認公告

本籍北海道札幌市白石区平和通一一丁目南一九番地、最後の住所札幌市白石区平和通一一丁目南一番二七号　被相続人　亡　佐藤　巧

右被相続人は平成二十五年十一月二十七日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月三日

札幌市白石区平和通一一丁目南一番二七号

限定承認者　佐藤　五月

限定承認公告

本籍石川県かほく市白尾ヌ一四番地八、最後の住所川崎市川崎区浜町二丁目一〇番一号　被相続人　亡　中野　正雄

右被相続人は平成二十五年十月二十五日死亡し、その相続人は平成二十六年一月二十三日横浜家庭裁判所川崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月三日

茨城県つくば市西高野一〇七六番地四

相続財産管理人　安田　正雪

限定承認公告

本籍東京都文京区小石川一丁目三二番地、最後の住所東京都中央区勝どき五丁目九番三―七〇九号　被相続人　亡　熊倉　昭郎

右被相続人は平成二十五年九月二十三日死亡し、その相続人は平成二十六年一月二十日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月三日

東京都中央区八重洲一丁目四番一八号八重洲ヒロセビル二階

相続財産管理人熊倉ハルヨ

代理人司法書士　安井　正登

限定承認公告

本籍神奈川県厚木市飯山三四一四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　遠藤ヨシ子

右被相続人は平成二十五年八月十八日死亡し、その相続人は平成二十六年一月二十二日横浜家庭裁判所小田原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月三日

神奈川県厚木市飯山三四一五番地四

限定承認者　満玉　洋子

神奈川県厚木市中町四丁目一四番三号雅光園ビル七〇二号室　相模川法律事務所

右代理人弁護士　石井　琢磨

限定承認公告

本籍愛媛県松山市道後一万七〇番地、最後の住所埼玉県東松山市松風台四番地四三

被相続人　亡　松浦　通智

右被相続人は平成二十五年十月三十日死亡し、その相続人は平成二十六年一月二十二日さいたま家庭裁判所熊谷支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月三日

横浜市港北区綱島西一丁目九番三号

限定承認者　小茅　和

限定承認公告

本籍和歌山県海南市日方五五〇番地の四、最後の住所和歌山市和歌浦東三丁目一番三二号

被相続人　亡　後藤キヌヱ

右被相続人は平成十四年二月二十二日死亡し、その相続人は平成二十六年一月二十八日和歌山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月三日

大阪府高槻市淀の原町六番一四号

限定承認者　三浦　明美

限定承認公告

本籍徳島県吉野川市鴨島町麻植塚三三二番地、最後の住所徳島県吉野川市鴨島町麻植塚三三二番地　被相続人　亡　野々村　勇

右被相続人は平成二十五年十二月一日死亡し、その相続人は平成二十六年一月二十二日徳島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月三日

徳島県吉野川市鴨島町麻植塚三三二番地

相続財産管理人　野々村英二

限定承認公告

本籍宮崎県延岡市伊形町四九二七番地、最後の住所宮崎県延岡市松原町四丁目八八五〇番地　被相続人　亡　吉田　精孝

右被相続人は平成二十五年五月六日死亡し、その相続人は平成二十五年十一月二十六日宮崎家庭裁判所延岡支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月三日

宮崎県延岡市土々呂町一丁目二番地一一

相続財産管理人　吉田　建世

取得条項付新株予約権の一部の取得及び取得日の通知公告

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権を取得することにいたしましたので公告します。

記

一、取得する取得条項付新株予約権　当社発行の第三回新株予約権のうち、平成二十五年十二月三十一日において行使条件を満たさない新株予約権者が有するもの（十二個）

二、取得の日　平成二十六年二月十八日

平成二十六年二月三日

東京都文京区本郷三丁目二八番一二号

日活株式会社

代表取締役　佐藤　直樹

登録金融機関の新設合併の公告

当組合は、新設合併により紀州農業協同組合（住所　和歌山県御坊市湯川町財部六六八番地の一）に権利義務全部を承継させて解散することといたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、効力発生日は平成二十六年四月一日です。

平成二十六年二月三日

和歌山県御坊市湯川町財部六六八番地の一

紀州中央農業協同組合

代表理事組合長　芝　光洋

登録金融機関の新設合併の公告

当組合は、新設合併により紀州農業協同組合（住所　和歌山県御坊市湯川町財部六六八番地の一）に権利義務全部を承継させて解散することといたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、効力発生日は平成二十六年四月一日です。

平成二十六年二月三日

和歌山県日高郡日高町大字高家四二〇番地の一

グリーン日高農業協同組合

代表理事組合長　鈴木　恒雄